

空調夏期プラン定義書

2026年9月1日実施

京葉ガス株式会社

プラン定義書

空調夏期プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源として当社の都市ガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2)「契約使用可能量」とは、空調機器の全定格入力（キロワット）を小売約款に定める標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (3)「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいい、「その他期」とは、4月検針分から11月検針分までをいいます。
- (4)「単位料金」とは、別表の基準単位料金または小売約款に定める調整単位料金をいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 空調機器を使用すること。
- (2) 空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター（以下「空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置すること。

3. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申し込み方法により、契約使用可能量を定めて、当社に申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は次の期間といたします。

- ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
- ②他のガス料金プラン定義書または最終保障供給約款からこの定義書へ変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、前契約の終了日の翌日からその前契約の終了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- ③契約期間満了に先立って契約の解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、この定義書にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に契約の解約をされたお客さまが、同一需要場所でこの定義書または他のガス料金プラン定義書による申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による、契約の解約の場合は、この限りではありません（(5)において同じ。）。

(5) 当社は、この定義書にもとづいて契約をされているお客さまが、その契約の契約期間満了前に他のガス料金プラン定義書への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

4. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日における空調機器専用ガスメーター

ターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

5. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (4) 料金は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期日」といいます。)までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が小売約款に定める休日(以下「休日」といいます。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

6. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの定義書にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの定義書にもとづく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

7. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの定義書にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(2に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互にこの定義書にもとづく契約を解約することができるものといたします。

(3) お客様がガス小売事業者の変更によりこの定義書にもとづく契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その45日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。

8. 設置確認

(1) 当社は、この定義書の適用を受ける機器の設置状況の変更等、2(1)に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書を解約し、解約日以降一般料金プラン定義書を適用いたします。

(2) この定義書の適用を受ける機器の一部または全部を取り外した場合、新たな機器を設置した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

9. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2026年9月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) その他期の基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (2) 冬期の基本料金は、定額基本料金といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

2. 料金表

(1) 適用区分

- 料金表 A その他期の使用量が 0 立方メートルから 1, 250 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 B その他期の使用量が 1, 250 立方メートルをこえ、3, 750 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 C その他期の使用量が 3, 750 立方メートルをこえる場合に適用いたします。
- 料金表 D 冬期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 E 冬期の使用量が 20 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 F 冬期の使用量が 100 立方メートルをこえ、350 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 G 冬期の使用量が 350 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A (消費税等相当額を含みます)

a. 定額基本料金

1 か月につき	2, 2 0 0 . 0 0 円
---------	------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	7 7 5 . 5 0 円
-------------	---------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	9 6 . 2 3 円
-------------	-------------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表 B (消費税等相当額を含みます)

a. 定額基本料金

1 か月につき	9, 9 0 0 . 0 0 円
---------	------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	7 7 5 . 5 0 円
-------------	---------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	9 0 . 0 7 円
-------------	-------------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表 C (消費税等相当額を含みます)

a. 定額基本料金

1 か月につき	2 2, 0 0 0 . 0 0 円
---------	--------------------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	775.50円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	86.83円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表 D（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1か月につき	985.10円
--------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	172.59円
------------	---------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表 E（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1か月につき	1,171.50円
--------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	163.27円
------------	---------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表 F（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1 か月につき	1, 9 8 6 . 6 0 円
---------	------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 5 . 1 2 円
-------------	---------------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦料金表 G（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1 か月につき	6, 6 0 9 . 9 0 円
---------	------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 1 . 9 1 円
-------------	---------------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。